

# 地籍調査実施地区における 登記申請時の市経由のお願い

小山市では右図の区域で地籍調査事業を実施しています。

この地域において**土地の表示に関する登記申請等**（表示・分筆・合筆・地目変更・地積更正・地図訂正など）を行う際は、地籍調査成果との整合を図る必要があるため、**小山市の都市整備部市街地整備課地籍対策係を経由してから**登記の手続きを行ってくださるようお願いいたします。

記

## 1. 経由の対象となる土地

	H 2 0 年度着手地区	802 観晃橋西	
	R 1 年度着手地区	901 栗宮	R 5 年度登記予定
	R 2 年度着手地区	001 栗宮	
	R 3 年度着手地区	101 栗宮	
	R 4 年度着手地区	201 栗宮	
	R 5 年度着手地区	301 栗宮	

## 2. 経由期間 調査の開始から調査成果が法務局に送付されるまでの間

上記表中の経由対象地区については、登記完了した時点で経由不要になります。

## 3. 経由先 小山市都市整備部市街地整備課地籍対策係（小山市役所 4階）

お問い合わせ電話番号 0285-22-9568

